

議案第74号

白兔養護学校高等部棟新築工事に伴う損害の賠償に係る和解について

次のとおり白兔養護学校高等部棟新築工事に伴う損害の賠償に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 和解の相手方

鳥取市 企業

2 和解の要旨

（1）県立白兔養護学校高等部棟新築工において、当該不適切工事により生じた損害の賠償金として、当該不適切工事がなければ白兔養護学校高等部棟が有していた機能及び強度の復旧を行うための次に掲げる事項に要する経費として、当該各号に定める額を合算した額に相当する額（以下「損害賠償金」という。）を和解の相手方は支払うものとする。

設計委託 予定価格1,190,000円（うち消費税及び地方消費税の額

56,666円）で入札に付して落札された額

鳥取県耐震診断等評定委員会小委員会（以下「評定委員会」という。）の評定に係る経費

金150,000円（うち消費税及び地方消費税の額7,142円）

復旧工事 予定価格 5,740,000円(うち消費税及び地方消費税の額
273,333円)で入札に付して落札された額

(2) 評定委員会の評定結果及び工事施工中の不測の事態により、復旧工事の工事内容を見直す必要が生じた場合は、和解の相手方と協議して、当該復旧工事に要する経費の額及び損害賠償金の額を変更することができるものとする。

3 事件の概要

和解の相手方が排水管を施工する際に勾配がとれないことから、新たな貫通口を開けるため独断で地中梁主鉄筋を切断し、配管を設置したものの。

このことについては、和解の相手方には独自の判断で当該工事を行い、機能及び強度を低下させるなどの過失が認められるため、県は和解の相手方に対し損害の復旧に必要な経費(復旧計画の策定及び復旧計画について評定委員会に耐震構造の評価を受けること、並びに復旧工事に要する経費)を負担させることで和解しようとするものである。